定款



SWCC株式会社

目 次

第 1 章 総 則 第 2 章 株 式 第 3 章 株 主 総 숲 第 4 章 取締役、取締役会および執行役員 第 5 章 監 査 等 委 員 会 第 6 章 計 算

SWCC株式会社定款

1936年5月26日制定

1946年12月26日、1954年6月29日、1954年12月25日、1956年6月28日、1957年6月27日、1959年12月25日、1960年6月28日、1957年6月27日、1959年12月25日、1960年6月28日、1962年12月25日、1968年6月28日、1973年6月29日、1974年6月28日、1974年12月25日、1982年7月29日、1986年7月23日、1987年7月23日、1991年6月27日、1992年6月26日、1994年6月29日、1996年6月27日、2000年6月29日、2002年6月27日、2003年6月27日、2004年6月29日、2005年6月29日、2006年4月1日、2006年6月29日、2009年6月25日、2015年6月24日、2017年6月23日、2019年6月26日、2022年6月24日、2023年4月1日、2023年6月27日改正

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、SWCC株式会社と称し、英文では、SWCC Corporation と表示する。

(目 的)

- 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
 - (1) 次の各製品の製造、加工および販売
 - ① 電線・ケーブル
 - ② 光ファイバおよび光ファイバケーブル

 - ④ 送電用・配電用機器、情報通信用機器、情報処理用機器および電気機械 器具
 - ⑤ 医療用具、測定器その他精密機械器具
 - ⑥ 工業用ゴム製品および工業用プラスチック製品
 - (7) 電子部品および電子デバイス
 - ⑧ 前記各製品の複合品ならびに部品、付属品および原材料
 - (2) 前号の製品で構成するシステムならびにその設備・装置の設計、製作、 施工および販売
 - (3) 電気工事、電気通信工事、土木工事その他各種工事の設計、監理および 請負
 - (4) ソフトウェアの開発および販売ならびに情報処理・情報提供サービス
 - (5) 発電ならびに電気の供給および販売
 - (6) 前各号に関連する技術その他の情報の販売および提供
 - (7) 前各号に関連する調査、研究開発、コンサルティングならびに知的財産 権の取得、管理および実施許諾
 - (8) 動産の賃貸借および管理
 - (9) 不動産の売買、賃貸借および管理ならびにそれらの仲介
 - (10) 事業の運営上必要な他の事業に対する貸付、保証および投資
 - (11) 前各号に付帯または関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を川崎市に置く。

(機関)

- 第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
 - (1) 取締役会
 - (2) 監査等委員会
 - (3) 会計監查人

(公告方法)

第5条 当会社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、70,000,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

- 第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以 外の権利を行使することができない。
 - (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の 割当てを受ける権利
 - (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元 未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する ことができる。

(株主名簿管理人)

- 第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。
- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株 主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、 当会社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第12条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、 取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(招 集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、 必要がある場合に随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第15条 株主総会は、取締役会においてあらかじめ定めた順序により取締役がこれを招集し、議長となる。

(決議の方法)

- 第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主 の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上を もって行う。

(議決権の代理行使)

- 第17条 株主は、当会社の議決権を有する株主1名を代理人として、その議決権 を行使することができる。
- 2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出 しなければならない。

(電子提供措置等)

- 第18条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。
- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

第4章 取締役、取締役会および執行役員

(員数および選任方法)

- 第19条 当会社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は、10名以内とする。
- 2 当会社の監査等委員である取締役は、6名以内とする。
- 3 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主 総会において選任する。
- 4 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の 1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 5 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

- 第20条 取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、選任後1年以内に終 了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとす る。
- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(取締役会の招集権者および議長)

第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた順序により取締役がこれを招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

- 第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。 ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催 することができる。

(代表取締役)

第23条 取締役会は、その決議によって、監査等委員でない取締役の中から、代 表取締役を選定する。

(執行役員)

- 第24条 取締役会は、その決議によって、執行役員を定め、業務を執行させる。
- 2 取締役会は、その決議によって、執行役員の中から、社長ならびに当会社および当会社の子会社から成る企業集団の最高経営責任者 (グループ CEO) その他役付執行役員を定めることができる。

(取締役会の決議の方法)

- 第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、 出席した取締役の過半数をもって行う。
- 2 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(重要な業務執行の決定の委任)

第26条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会規則)

第27条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において 定める取締役会規則による。

(報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役との責任限定契約)

第29条 当会社は、会社法第 427 条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。) との間に、同法第 423 条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会の招集通知)

- 第30条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員 会を開催することができる。

(常勤の監査等委員)

第31条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定する。

(監査等委員会の決議の方法)

第32条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。

(監査等委員会規則)

第33条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会 において定める監査等委員会規則による。

第6章 計 算

(事業年度)

第34条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第35条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

(中間配当)

第36条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

- 第37条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満5年を経過して もなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。
- 2 金銭である未払の配当財産については、利息をつけない。

附則

(監査役との責任限定契約に関する経過措置)

第1条 第123 期定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の 行為に関する会社法第427条第1項の損害賠償責任を限定する契約について は、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第36条の定めるところに よる。